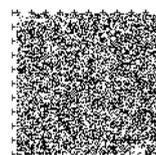
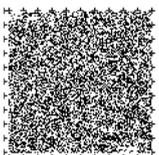


第5章 計画の推進





1 計画の推進体制

本計画の基本理念「みんなで創る男女共同参画社会*」の実現のためには、国や埼玉県等と連携しながら、計画に位置付けた4つの基本目標を総合的かつ効果的に進めていく必要があります。また、市のみならず、市民及び事業者、市内の各種団体がそれぞれの責務を認識するとともに、男女共同参画社会*の実現に向けて力を合わせて、それぞれが意識的に取り組むことが期待されます。

坂戸市は、市民、事業者、関係団体等との連携・協働を通して、計画の推進体制を整備充実させるとともに、計画の着実な推進を図ります。

(1) 推進に関する組織体制

① 坂戸市男女共同参画審議会

坂戸市男女共同参画推進条例第18条に基づき、坂戸市男女共同参画審議会が市長の諮問に応じて、基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。計画期間中は、年次報告書に示された施策の取組状況や施策の方向等に関して意見・助言を提示し、計画の着実な推進を支えます。

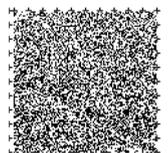
② 坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議

本計画に位置付けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、施策を所管する関係各課が緊密に連携し、それぞれの取組に当たることが必要です。計画期間中は庁内組織である坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議において、施策の進行管理を行うとともに、坂戸市男女共同参画審議会からの意見・助言を踏まえて本計画の施策の展開について協議し、計画の推進に努めます。

(2) 市民、事業者、関係団体等との連携・協働

坂戸市における男女共同参画社会*の実現に向けて、坂戸市はこれまで、市民や事業者、関係団体等との連携により取組を進めてきました。今後も市民や事業者、関係団体と連携・協働しながら、計画の推進に努めます。

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

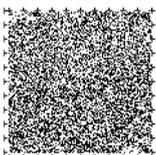


(3) 国、埼玉県、関係機関等との連携・協力

男女共同参画に関する法律や制度等は、国や埼玉県の施策に負うところも多くあります。このため、坂戸市の男女共同参画に関する施策の一層の充実を図るため、国や埼玉県の動向を積極的に把握するとともに、必要に応じて市の施策への反映を行います。また、近隣市町や関係機関との連携を通して、広域的な取組や様々な課題解決を図ります。

(4) 拠点施設における機能充実

坂戸市には、男女共同参画社会*の実現に向けた拠点施設としての性格を持つ「坂戸市勤労女性センター（リーベン）」があります。坂戸市勤労女性センターでは、定期利用団体や男女共生団体の活動支援を行うとともに、女性のみならず男性や高齢者、若年層などあらゆる世代に向けた情報機能、学習機能、交流機能、相談機能等の充実に努めます。

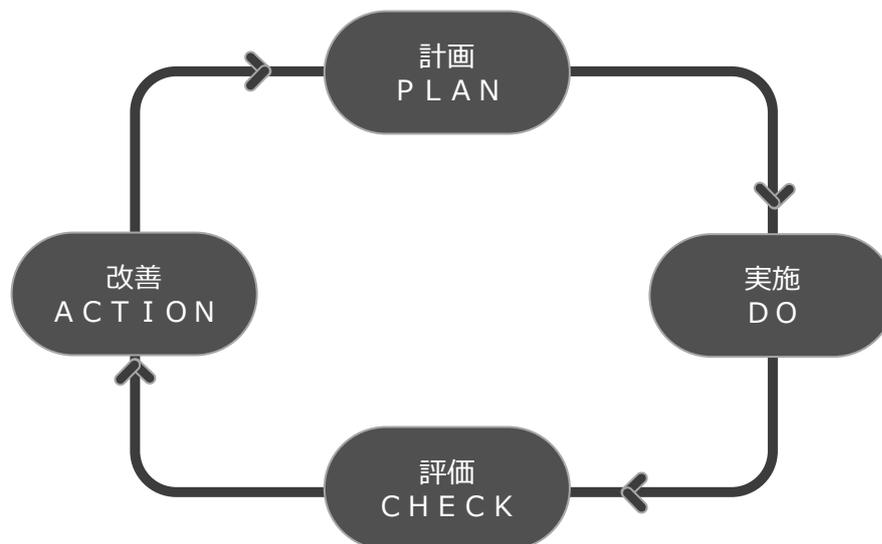


●.....●
* **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

2 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、本計画に位置付けた施策の進捗状況を定期的に分析するとともに、その結果を広く市民に公表して改善につなげるなど、P D C A サイクル*による適切な進行管理を実施します。

本計画の見直しに当たっては、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査（アンケート調査）を実施して、男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握するとともに、坂戸市の男女共同参画の実現に当たっての課題を抽出します。



* P D C A サイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったものであり、事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つです。

